Janus Henderson
INVESTORS

利益相反管理方針の概要

ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・ジャパン株式会社

（１） 目的

当社は、業務を遂行するに際し、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引をあらかじめ特定し、当該取引の未然防止を図ります。

（２） 利益相反取引の類型

利益相反行為とは、自己または第三者の利益を優先することにより、お客様の利益を損なう行為をいいます。当社が特に回避すべき利益相反としては、以下のようなものが挙げられます。

- 運用資産相互間における利益相反
- 当社とお客様との間における利益相反
- 当社のグループ会社とお客様との間における利益相反
- 当社の役職員とお客様との間における利益相反

（３） 管理対象となる取引及び管理方法

当社の業務実態に鑑みると、利益相反のおそれのある局面として、主に以下のような場合が想定されます。

- お客様の犠牲により、当社または当社関係者が経済的利益を得、または経済的損失を回避する可能性がある場合
- お客様との取引の結果、当社または当社関係者がお客様の利益とは明確に区別される利益を取得する場合
- お客様の利益よりも他のお客様を優先する経済的その他の誘因がある場合
- 当社または当社関係者が、お客様と同一の業務を行っている場合
- 当社または当社関係者が、お客様以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨またはサービスの形で誘因を得る場合、または将来得ることとなる場合

当社においては下記の通り利益相反を管理します。

① 運用資産間の利益相反

投資運用業におけるお客様の運用資産相互間の取引については、原則として行いません。
ただし、例外的に行う場合には、事実の開示、文書による各お客様の同意の取得および適正な価格による取引の実施等、適切な対応を行います。

② 当社または当社のグループ会社とお客様との間の利益相反

当社が自己投資を行う場合には、自己投資に係る決裁において、その処分等に関する方針を明確にし、自己の利益をお客様の利益より優先しているとみなされないように留意します。また、当

社のグループ会社が発行した有価証券、または当社のグループ会社が投資運用会社として運用する投資信託等を、当社が投資一任契約により運用資産に組入れる場合、もしくは当該投資信託等に関する助言を行う場合には、利益相反のリスクに十分留意する必要があります。これらの利益相反関係については、一般社団法人　資産運用業協会規則に従い、適切に管理します。

③　当社の役職員とお客様との間の利益相反

当社の役職員が自己の計算で株式等の取引を行う場合には、お客様の取引との利益相反が生じるおそれがあります。このため、当社は、管理対象となる運用資産のための取引が行われる前後の一定期間において、役職員の取引を禁止するなど、運用資産との利益相反行為を回避するための弊害防止措置を定めています。

（４） 管理体制

当社は、他部署から独立した利益相反管理統括者および利益相反管理統括部署を設置し、当社における利益相反の一元的な管理を統括します。また、既存の業務における利益相反管理の妥当性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、新たな業務に取り組む場合には、利益相反の観点から十分な検討を行います。

（５） 社内検査

利益相反管理統括部署は、利益相反管理に係る人的構成および業務運営体制について、定期的に検証します。

以上